

箕面市地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、箕面市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。

以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うと共に、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、大阪府箕面市西小路四丁目6番1号（箕面市役所内）に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項。
- (5) 前四号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 箕面市
- (2) 学識経験者
- (3) 公共交通事業者及び公共交通事業者の運転手が組織する団体
- (4) 住民、公共交通利用者及びNPO
- (5) 商工事業者及び関係団体
- (6) 近畿運輸局、大阪府、道路管理者及び公安委員会

2 箕面市は、協議会を代表する。

3 協議会に委員を置く。

4 委員は、第1項各号の区分に応じ、別表のとおりとする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(会長)

第7条 会長は箕面市副市長（市長が指名する副市長）をもって充てる。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 会長は、副会長を第5条第1項第1号及び第2号の区分に応じた委員の中からそれぞれ指名する。

4 会長は、監事を委員の中から指名する。

(副会長)

第8条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 前項の規定により職務を代理する副会長は、第5条第1項第1号の区分に応じた委員の中から指名された副会長とする。

(監事)

第9条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務の執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを会議に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、会議を招集すること。

2 前項に規定するもののほか、監査に関し必要な事項は、監査実施規程で定める。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第9条第1項第3号に該当する場合は、監事が招集する。

2 会議の招集は、少なくとも、その開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む）をもって、委員に通知しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

5 前各項に規定するもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議運営規程で定める。

(議決)

第12条 会議の議決は、会議に出席する委員の総意を原則とする。

2 前項により難しい場合は、出席した議長を除く委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(会議の権能)

第13条 会議は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定及び変更に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) 規約第4条各号に関する事。
- (5) 前各号に規定するもののほか、協議会の運営に関する重要な事項

(協議結果の尊重義務)

第14条 会議で協議が整った事項については、委員及び協議会の構成する者はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会の設置)

第15条 協議会は、第4条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、分科会規程で定める。

(事務局)

第16条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、箕面市地域創造部交通政策室に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 前三項に規定するもののほか、事務局に関し必要な事項は、事務局規程で定める。

(資金)

第17条 協議会の資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、財務規程で定める。

(規約の変更)

第19条 この規約は、委員の4分の3以上の同意をもって変更することができる。

(協議会の解散)

第20条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長で

あった者がこれを決算する。

(報告)

第21条 会長は、次に掲げる書類を、箕面市長に提出しなければならない。

- (1) 作成した地域公共交通計画の案
- (2) 作成した地域公共交通特定事業計画
- (3) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書の写し
- (4) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書の写し
- (5) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (6) 規約その他報告が必要と認められるもの

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成21年3月18日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第10条第2号の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附則

この規約は、平成21年5月29日から施行する。

附則

この規約は、平成21年11月25日から施行する。

附則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成23年5月31日から施行する。

附則

この規約は、平成24年1月13日から施行する。

附則

この規約は、平成28年6月15日から施行する。

附則

この規約は、平成28年11月28日から施行する。

附則

この規約は、平成28年11月28日から施行する。

附則

この規約は、平成29年12月19日から施行する。

附則

この規約は、平成30年12月28日から施行する。

附則

この規約は、令和2年10月29日から施行する。

附則

この規約は、令和3年2月2日から施行する。

附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和3年7月29日から施行する。

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和4年7月5日から施行する。

附則

この規約は、令和6年7月31日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	委 員
第5条 第1項 第1号	箕面市 副市長（市長が指名する副市長）
	箕面市 市政統括監
	箕面市 地域創造部長
	箕面市 健康福祉部長
	箕面市教育委員会 子ども未来創造局長
第5条 第1項 第2号	大阪大学 大学院 工学研究科 教授
	富山大学 都市デザイン学部 都市・交通デザイン学科 准教授
	大阪大学 大学院 工学研究科 助教
第5条 第1項 第3号	阪急電鉄株式会社の代表
	北大阪急行電鉄株式会社の代表
	阪急バス株式会社の代表
	大阪タクシー協会の代表
	阪急バス労働組合の代表
	大阪モノレール株式会社の代表
第5条 第1項 第4号	みのおの交通を考える会の代表
	箕面市身体障害者福祉会の代表
	オレンジゆずるバス再編検討分科会副分科会長
第5条 第1項 第5号	箕面商工会議所の代表
	大阪船場繊維卸商団地協同組合の代表（COM）
	東急不動産SCマネジメント株式会社の代表（みのおキューズモール）
第5条 第1項 第6号	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局首席運輸企画専門官（総務企画）
	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局首席運輸企画専門官（輸送）
	大阪府 都市整備部 交通戦略室 交通計画課長
	国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 管理第二課長
	大阪府 池田土木事務所 <u>参事兼地域支援・企画課長</u>
	箕面市 みどりまちづくり部長
	大阪府箕面警察署 交通課長